

商品概要説明書

積立式定期貯金＜エンドレス型＞

(令和7年4月1日現在)

商 品 名	・積立式定期貯金＜エンドレス型＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1円以上 ・1円単位
払戻方法	・指定された期日以後に一括して払い戻します。 ・個人の場合は、積立残高の一部を払い戻すことができます。 ・詳細については、各運用定期貯金の商品概要説明書を参照してください。
利 息 （１）適用金利 （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	（個人） ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 （法人） ・スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の約定利率を適用します。 （個人） ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 （法人） ・スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の計算方法を適用します。 （４）税 金 ・個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 （５）金利情報の入手方法 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部（電話：０８３－９７６－６８５１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山口県弁護士会仲裁センター （電話：０８３－９２２－００８７）

	広島弁護士会仲裁センター （電話：０８２－２２５－１６００） 福岡県弁護士会紛争解決センター （北九州）（電話：０９３－５６１－０３６０） （福岡）（電話：０９２－７９１－１８４０） （久留米）（電話：０９４２－３０－０１４４） 東京弁護士会紛争解決センター （電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター （電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター （電話：０３－３５８１－２２４９） 民間総合調停センター（大阪府） （ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ山口県